

第2回 統計委員会と統計利用者との意見交換会 概要<未定稿>

(※本議事概要については、内閣府統計委員会担当室の責任でまとめたものです。)

1 日 時 平成22年3月24日(水) 14:45~15:40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、宇賀委員、佐々木委員、首藤委員、
椿委員、廣松委員、山本委員

【統計利用者】

山口シカゴ大学社会学科長

【国または地方公共団体の統計主管部課の長等】

内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

堀田内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、北田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、會田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

(1) 統計利用者からのプレゼンテーション

山口 一男 シカゴ大学社会学科長

ーワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する調査についてー

(2) 意見交換

5 議事概要

(1) 統計利用者からのプレゼンテーション

山口教授より、ワーク・ライフ・バランスに関する調査について説明があった。

・ワーク・ライフ・バランスや雇用問題に関し、調査でどういったことが現在問題なのかを分析者の立場からお話する。

・一般的な問題として、調査をする場合、ワーク・ライフ・バランスを1つの結果として考えると、それに対する原因を解き明かせる項目が必要。ワーク・ライフ・バランスのような現象は、個人要因だけでなく、家庭要因、職場要因、コミュニティ要因、政策要因等があり、そういったものをとらえることが必要。

・一方で、ワーク・ライフ・バランスが原因となって結果が起こる。育児離職率、低い出生率、高い欠勤率、あるいは就業意欲等を調べる場合も、分析はパネル調査が理想だが、そうでない場

合にはデザインや項目に注意が必要。

・あくまでも実態が中心だが、意識や心理というものが有用な場合がある。ただし、意識は必ずしも行動には結び付かないので、行動と結び付く心理・意識をあらかじめ確定し、そういったものを入れていく必要がある。一般的なアンケート調査は無意味。

・調査方法と目的に関する考慮については、新しくワーク・ライフ・バランス関係の調査をする、あるいは既存の調査にそのモジュールを加える場合、クロス・セクションか、パネル調査かという話がある。パネル調査の方が因果分析には非常に有利だが、そうでない場合は注意が必要。

・目的では、個票をベースとした分析、研究に供するののか、マクロな基礎統計と社会指標統計だけか。方法としては、モジュールの追加なのか、そのための調査を含むのか。

・レベル、調査単位では、個人以外に2レベル（企業と個人）、3レベル（時間、個人、企業）が入った場合、どういったデザインにするか。例えば企業と個人がある場合は、いわゆる2レベル標本で各企業から標本をとる形にしないと効率的な分析ができない。

・ワーク・ライフ・バランスの心理的尺度については、ある程度標準的な考え方があるが、社会のワーク・ライフ・バランスの客観的状況の計測には、複数の項目が関係しており、標準的尺度は確立していない。こういったインストルメントみたいなものを発展させていくということも必要。具体的には、職場や企業のあり方、雇用のあり方、家族のあり方、法に裏打ちされた制度のあり方。これはEUとアメリカでは全然違うが、そういった状況の把握も必要。

・制度といっても、フォーマルなものインフォーマルなものがある。制度があっても利用されているか、いないかの利用度の問題がある。時間利用、制度利用といったものを見ていく必要がある。例えば、法の上では男女が平等に利用できるという状況であっても、個人の置かれている状況は、ジェンダーによって非常に違う。個人調査の場合は、ジェンダーを調べるのでよいのだが、企業調査の場合、利用のパーセントが単にあるということだけでなく、男女別に見る必要がある。コミュニティや企業を調べるときに、ジェンダーを絡めた視点で見ていく必要がある。

・次に、社会指標としてのワーク・ライフ・バランスには、大きく分けて2つある。育児と仕事の両立に関するものと、ワーク・フレキシビリティ（働き方の柔軟性）に関するもの。前者に関しては、育児休業の取得率や平均日数、所得保障、託児所・保育所の人口当たりの量と質、育児期における男女別の離職率と離職期間あるいはフルタイム勤務から短時間勤務への転職率等が、両立に関する主な指標。後者に関しては、いろいろある。客観的な評価と別に主観的な評価がある。WIF（Work interfering with Family）とFIW（Family Interfering with Work）。これは、家族が仕事を阻害しているのか、仕事が家族を阻害しているのか。見方によって原因も結果も違うという研究結果がある。

・関連問題としては、指標を考える場合に総合化の外的基準を設けるのか。例えば、主観的な両立度のなさを外的基準として客観的なものを指標にするのか、あるいはいろいろな項目の中でファクターとか主成分を取り出すような方法をとるのか。その形によってデザインが違ってくる。

・次に、時間利用が非常に重要。ワーク・ライフ・バランスは、時間がファクターとして入ってくる。量は勿論重要で、労働時間、家事時間、育児時間等があるが、単に量の問題だけではなく、時間帯やフレキシビリティ、柔軟性のような問題のときに、多くの人が柔軟に働いても生産性を損なわないで協業できるというような、時間帯の選び方がデザインされているかなど。柔軟性の場合には、日々の柔軟性と長期間の柔軟性がある。

・もう一つは、時間利用の質で、誰とともに過ごしているのか。家族との共有度、家庭における

食事とか共有度とか、そういった活動の共有度のようなものが重要。

・職に関する時間利用に関しては、企業の政策として明示的にマニュアルや内規が行われているのか、あるいは法的に保障されているのか。そうではないが、行われているのか。利用者は有資格者であるかどうか、実際に利用しているかどうかというような区別が非常に重要。単に制度があるだけでなく、実際の制度の利用とか、有資格者がどれぐらいいて、そういった人たちがどういう人たちであるかが必要。これは法的な状態によってもかなり変わってくるので、国によってかなり違ってくると思う。

・具体例を5つ設けたので申し上げたい。具体例の1番としては、職場の政策と柔軟性というオーストラリアの例。オーストラリアは、政府の介入によるワーク・ライフ・バランスの達成は非常に少ない。育児休業が保障されているが、ほんの短い期間。所得補填もない。ただし、アメリカもオーストラリアもそうだが、民間ベースでの発達が非常にある。

・これに対するオーストラリアのサーベイランスだが、実際には、クィーンズランド大学がクィーンズランド州政府から委託を受けてやった調査票の一部。企業票と雇用者票があり、雇用者票でいわゆる従属変数に当たるワーク・ライフ・バランス、働き方の柔軟性に関する項目だけを取り上げたもの。参考資料1のように実際には35項目に分けて、雇用者の側から、こういうポリシーがあるかないか、あるいは知らないか、さらに、実際にはどの項目が本当に重要な項目なのかという雇用者の側からの判断を聞く。これは雇用者票だが、別に企業あるいは事業所の側にも、実際にそのポリシーがあるか、公式か非公式かというようなことも聞いている。

・次の例は、時間利用が重要という話。タイム・ユースに関するサーベイは、ワーク・ライフ・バランス関係の骨格だと考えている。勿論我が国にも過剰就業というか、希望に反して非常に多く働いている、あるいは客観的には正社員の残業時間が長くなっている、それで家庭の役割を果たしたくても果たすことができないというような状況がある。

・我が国では社会生活基本調査というのがあり、基本的なデータを提供している。この例は英国の2000年のタイム・ユース・サーベイだが、調査票の具体例が出ている。カレンダー方式で、時間がきて、矢印を書いて、ここからここまでの時間はどうだというのが、最後のコラムに、誰と一緒にというのがある。レジャーであれ、食事であれ、家事であれ、育児であれ、1人でやっているのか、家族と一緒にやっているのか。育児の場合は、子どもの年齢まで含む。

・昔は、こういったタイム・ユースというのはタイム・バジェットという考え方があって、経済的な意味での時間利用に関して効用が上がっているかという意識が多かった。日本の調査は、社会生活基本調査という名前だが、本来、社会的な要素、こういった人との共有みたいなものがある。例えば、家族の時間の共有、夫婦の時間の共有が多いほど、夫婦関係の満足度が高くなって出生率が増すという例を私は実証しているが、それ以外にもコミュニティにおけるつながりがあるかどうか、そういった社会的排除 (social exclusion) がないかということも非常に重要。近所とか職場の人とか、あるいは1人でしているのかということが重要。

・シカゴ大学でこれに関する調査をやっているが、更にエモーション、情緒も重要ということで、ストレス関係など、ワーク・ライフ・バランスを心理の側から調べている。心理をどうやってとるか、Experience Sampling Method を使う。ポケベルのようなものを調査対象者は持ち歩き、一定時間ごとにピッと鳴るので、書けるときに項目を書く。今、何をしているか、活動リストをチェックして、誰としているとチェックする。かつ、いくつかの項目に関して、今、feeling happy とか、feeling depressed とかをチェックしていく。こういった活動をしているとストレスがたま

ってくるかを、こういった調査で行う。時間はそういう要素があり得る。

・ワーク・ライフ・バランスの主な結果のうち、ワーク・ライフ・バランスの欠如の場合、男女共同参画が進まないということがあると思う。具体例の3は、その1つの指標として育児離職はどれくらいあるかといったものの実態を、職場の実態と併せてどう調べていくか。パネル調査なら特に問題はなく、個人の状況と職場の状況というのを併せて調べられるが、横断的調査でやりたい場合には、子どもの出産前に就いていた職の時間的な因果関係を調べる場合に、出産以前にどういう状態に置かれていたから離職が起こった、あるいは転職が起こったということが必要なもので、その状況を調べる必要がある。その場合には、やはり特殊な情報のとり方をする必要があるので、実際にクロス・セクションで、そういったことを一つの目的として行った調査がある。イギリスの2002年のMaternity and Paternity Rights（母親と父親の権利に関する調査）があり、参考資料4に母親調査票を添付している。

・具体例4に移って、もう一つ、具体例で重要なのが、ワーク・ライフ・バランスが少子化に関係しているのではないかということ。この場合には、出生ハザード率というか、出生率の個人レベルでの把握といったものを、非説明変数、従属変数にしたようなモデルが人口学では支配的で、それに対する予測要因としてワーク・ライフ・バランスを測ろうとすると、パネル調査がないと難しい。解雇によって、出産以前あるいは結婚時にどういった両立状況が企業によってあったか、あるいはどういう家族の状況があったかということ、精度高く聞くことはできないということで、パネルデータ以上のものはないのではないかと。ただし、個人を単位とする分析ではなく、地域を単位とする分析であれば、クロス・セクションの繰り返しであっても、その変化はわかる。その場合には、地域レベルでの出生率と同時に地域レベルでのワーク・ライフ・バランス達成の指標みたいなものをつくる。そういうデザインをしなければいけない。

・これまでは客観的な状況が中心だったが、心理的なファクター、Work-Family Conflict というのがある。その代表には、WIF（Work interfering with Family）、つまり仕事の役割のせいで家族の役割が十分に果たせないというのと、FIW（Family interfering with Work）、家族の役割のせいで仕事の役割が十分に果たせないという2つがあるが、この2つの指標が、原因も結果も非常に違っている。特に原因に関しては、WIFの方は仕事の状況、職場の状況が非常に影響するが、FIWは家族の状況が大きく影響する。結果については、両方ともコンフリクト、葛藤がある場合に、仕事の満足度が下がるとか、仕事へのコミットメントが下がるとか、部分的欠勤が起こりやすいが、例えば異動・転職への希望とか意志というものは、仕事が家族に対して妨げているという場合に非常に起こりやすい。逆に、労働生産性、ジョブ・パフォーマンスは、家族の役割の重荷で仕事が十分に果たせないと感じている人の方が、下がってしまうということがわかっている。これは心理ファクターだが、客観的に重要な指標に影響を与えていることがあるので、必要。

・先ほど飛ばしてしまったが、モジュール化の具体例として、例えばSIPP（Survey of Income and Program Participation）では、中心は職のデータ、インカムとか収入のデータだが、ワーク・ライフ・バランスに関するものでチャイルドケアのモジュールが何回か入っている。さらにワーク・スケジュール・モジュールを追加したのがあり、フレキシブルワークをとっているか、その理由として家族との両立しやすさみたいなものがあるかということを知っている。既存の調査にこういったモジュールを追加するというのもあると思う。

・資料の最後は、最初の例は慶応大学の「アジアとの比較から見た家族・人口全国調査」で、例えば「私は仕事のために、過ごしたいだけの時間を家族と過ごせない」「私は家庭の用事のため

に、仕事を十分にやる時間がない」は、両方とも片方の時間の要求が片方の役割のパフォーマンスを阻害しているという形で聞いており、非常によくできた質問。具体的には、こういったワーク・ライフ・コンフリクトには、時間面での役割葛藤があるというのと、片方の役割の心理面でのストレスが片方のパフォーマンスに影響するということがあり、それを入れようとしている。実は General Social Survey というシカゴ大学でやっているのがあるが、実はこれはつくられたときによくできていない。有名なサーベイでもデザインが悪いといい質問ではない。European Social Survey も、まねをしたのでうまくできていない。慶応大学の方がうまくデザインしている。より多面的なものを調べた例もあり、カナダの Work Life Conflict Survey はそれぞれごとに多数の項目を調べて合成をしている。そういったやり方もある。

・以上だが、こういった問題が、ワーク・ライフ・バランスに関する調査、あるいは今後のあり方としてあるのではないかとということで、終わらせていただきたい。

(2) 意見交換

・今日のお話は、マイクロデータを活用できるということを前提に話が進んでいたが、日本の公的統計の場合には、今のところそこまでいっていない。今後を考えていくと、マイクロデータの開放というのも当然必要だろうと思う。その中で、特にモジュールとパネルデータの話が出てきたが、前回の基本計画をつくる時に、パネルデータは公的部門がやるよりもむしろ大学に任せるべきではないかという話があった。その点、どのように公的統計と民間あるいは大学の役割を分担していけばよいか。

→実際、縦断的研究は、大学が学術研究費をとって行っているというのが多い。オーストラリアの例を申し上げたが、国が実態を把握しておくということが前提にあって、実態がわかってから、今度はこれをどうするかというと、やはり因果関係が問題になってくる。何がどう影響しているのかは、学術研究者が入ってこないとはっきりした答えは出てこないと思う。集計だけでは何が何%までしかわからないので、どちらにしてもマイクロデータが必要。今後、学術関係者と国の統計プランナーとがもう少し協力し合って、国の基礎統計をつくる、社会指標的なものをつくる、同時に学術関係にも供するという、いろいろな交流関係がもう少しでき上がって、一般研究者が非常に使いやすい状態になることが必要。データに関しては、アメリカは非常に使いやすい状況で、我が国は非常に使いにくい状況。その格差は非常に大きい。アメリカの調査の場合、国の調査であっても、その意義は、研究論文にどれくらい使われているかというのがある。HRS (Health and Retirement Survey of Michigan) の場合、1年間における学術論文の引用件数が1,000を越える。そういった実績は、我が国は非常に少ないのではないか。エビデンス・ベースド・ポリシーということに関して、政策に対する客観的な根拠、信頼できる根拠が必要ということで、それにはマイクロデータがないととてもできないと思う。理念だけで走ってしまって、思わぬ結果を生んでしまうことが多い。それに対する健全なベースをつくるのは、やはり統計だと思う。

・オーストラリアとかイギリスの例というのは、これを国でやるというふうに、日本の状況で考えるのは大変難しいような感じがする。オーストラリア、アメリカの場合だと、政府と大学の役割分担というか、政府が必要な調査について、大学に大規模な調査をやってもらうという仕組みがあるのかなと思う。そこが日本と大分状況が違うという印象だが、いかがか。

→例に出したオーストラリアの調査の場合も、実行したのは政府だが、実際にはクィーンズランド州ではクィーンズランド大学に委託して、企画もやってもらっている。勿論、他の州もやって

いるので、全国的には複数の大学が関係して、デザインしているという感じ。アメリカの場合は、政府の統計そのものは、なかなか民間に委託はしていないと思うが、多くの大学、例えば私の大学の National Opinion Research Center（国民世論調査研究所）やミシガン大学の Institute Social Research は、自分たちの調査も委託調査も全国調査をやっている。学術関係レベルで精度の高い全国調査ができる機関があって、そこには、間接的に政府が非常に大きなお金を出している。我が国の場合、政府は勿論非常に大きな調査をする力を持っているが、大学の研究所で全国調査をきっちりできるという体制は無いのではないか。だから、学術関係と政府との連動というか、大学の研究所の中にそういった全国調査をできるような機関をつくっていく必要があると思う。

・こうした調査をシカゴ大学でやった場合の回収率は、どの程度か。その場合、シカゴ大学の名前でやったのと政府の名前でやったときの回収率は、違うものか。

→私の大学の場合には、政府の名前ではなく、大学とか研究所の名前でやっているものが多い。アメリカの調査環境は日本よりもはるかに良く、例えば、高齢者調査を最近私の大学でやったが、時間的には2時間以上かかるような調査で高齢者には抵抗のあるような項目があっても、実際には回収率が70何%と非常に高い。我が国の場合には、大学の調査に対して50%の回収率を得ることも難しい。ただし、調査費用は高い。謝礼金も含めて、お金をかけている。なおかつ、アメリカの大学の場合には、調査をする場合には、調査の細部にわたる人件費を全部つけてくれる。日本の大学の場合には、大学の関係者が手弁当で動いたり、そういったところで制限されるので、逆に自分たちが調査をすると、これは自分たちの調査だといって外に出さないということがある。アメリカの場合には、政府のお金を用いてやった調査は、すべてにわたって学術研究費を取れ、かつ2年後には公開の義務があるので、広く使うということを目的としている。

・マイクロデータが重要だということは大変同意できるが、実際問題として、日本の政府統計のマイクロデータを使うには、集計の様式をあらかじめ提出し、それに合致しないことはしてはならないとなっている。目的外使用では、様式で使うと書いた変数のみが来る。ところが研究をしていると、自分が予測しなかったことが出てくるとか、こういう面を見なければいけないというのが、後から出てくることがある。そうすると、また新しい申請を出して時間がかかってしまう。アメリカなどで申請を出す場合、そこでどれだけの制約が加わるものなのかということと、どの程度の制約が望ましいのかということ。例えば変数は全部あるとして、そこで予定されていない集計をして結果を得た場合に、公表の自由というものをどうするのがいいのか。どのようにお考えか。→率直に申し上げて、日本の状況は合理性が全然ないと思う。アメリカでは、集計に関しては全く制約がない。変数に関しては、2種類に分かれている。基本調査票のすべての項目は、制約が全くない。調査のデータが欲しいと言うと、すべてのデータ、変数が来る。ただし、特別項目というのがある。調査員が、例えば調査対象者に対して協力的であるとか協力的でないという主観的な評価をした項目がある。これは調査の精度を調べる時に使う項目だが、その項目に関しては、調査の精度に関する研究にのみ開放され、一般の研究者には開放されない。日本の状況は、学術研究者にとっては大変合理性のない制約だと思うので、早急に法律を変えて、そういった制約を一切取り払うことが必要ではないかと思う。勿論プライバシーの保護という問題があるが、プライバシーの保護というのは、個人票の場合には全く問題がなく、アメリカの場合には、個人の名前とかID関係、小さな地域であるものは除くが、大きな地域以上のものは、調査票項目はすべてある。企業の場合にどうするかは議論の余地があると思うが、個人票に関しては、まるっきり問題はないのではないか。企業に関しても、特に問題があると思われたい項目は、すべて公

開。非常に大きな企業だと、どこだとわかってしまう場合があるので、それを出してしまうような項目に関しては、カテゴリーに変えて実数を出さないというくらいの制約。そういった特殊なものは除くが、あとは自由。その状況がないということが、日本の統計の利用に関して、非常に大きな制約であると思う。アメリカの場合には、家計経済研究所の調査は、すべてのデータに関して、そういった制約なく大学で使えるようになっていて、勿論センサスみたいな大きなものは、パブリック・ユース・サンプルというふうに、1%サンプルとして小さくして出しているが、これも特定地域に関してどうしても必要ということであれば、申請すれば出るという状況。

・アメリカでそういうことが保障されている制度的根拠はどこにあるのか。政府統計が、学術目的に特定されて利用が自由になっており、そうでない場合とは区別されている。それが根底にあって、学術目的利用の場合に、その利用の範囲が全く規定されていないということか。

→そうである。学術関係者が大学を通じて使うという制約はある。一般の市民がそういった調査データを使えるかといったら、それは別問題。あくまでも大学及び研究所となっているようなところに関して、そういうデータが使えるようになっている。

・このような統計に関して、統計調査の継続性というのはどうなっているのか。パネル調査は、最初の計画の段階で一定期間継続することが保証されているのか。単発的であれば、例えば文部科学省の研究費を取ってやればよいというようなことになるが、その点についてはいかがか。

→アメリカの場合、個人の研究者につくのではなく、各大学にいろいろな研究センターがあって、そのプロジェクトにつくのが大部分。その場合、基本的な年数は5年とか3年。5年が一番多いが、一回5年分の予算をとると、それに毎年とか隔年の調査費がつく。それ以上のことは、全く保証されていない。保証されていないが、実際に何十年も続けている調査がある。それは、調査結果を利用してそれなりの結論を出して、これだけの結果を出したから継続要求が予算として通る。その結果として何十年も続いているので、何十年も保証されているわけではない。ただ、最初のころは利用者が少ないので、シークマネーというか、お金を一応つけて様子を見る。ある程度実績ができた場合、それを継続しないと、使われなくなったら切られる。

・モジュールの話が出ていたが、モジュールについても、例えばワーク・ライフ・バランスを今年スペシャルイシューでやるとすると、その質問項目をたくさん入れてほしいということ、仮にアメリカの労働省がミシガンの方に要望すると、労働省が自ら調査するのではなく、モジュールという形でそれに伴う予算を乗せてくるというのが多い。むしろ共同研究をしていくという形。

・学術研究に利用するというのを、調査に回答する側は、全部知らされているのか。

→大学でやっている調査はすべて知らされている。すべての調査に関して、アメリカの場合にはインフォームド・コンセントが絶対必要なので、政府の場合は学術研究に使われるということが入っているかどうかのチェックはしていないが、必ず利用に関してどういったことがあるかということに関する説明は入っている。むしろアメリカは厳しい。すべての大学で、そのような調査に関する基準を満たす必要がある。誤って調査対象者に対する乱用というか abuse するようなことがないか、特に心理的な項目が入っていたりすると、それを受けたことによって何らかの心理的な圧迫を受けたようなことが絶対にないという保証を取りつける必要がある。もう一つ、アメリカの大学では調査に関係する人は、必ず政府の指定した基本的な調査モラル、調査対象者を abuse しないということに関する試験も受ける必要がある。

・ミシガンのような調査の場合、集計表をつくるのが主たる目的ではない調査だと思うが、集計票が0ということ、あるいは集計表に使われない項目があるということもあり得るのか。

→どのような調査でもコードブックのようなものをつくって、単純集計は全部出していると思う。確かにクロス集計だけのものは非常に少ないが、特にパネルの場合は、この調査はこんなふうに使われています、こんなことがわかりましたということ、調査対象者に対して協力を得るために発表している。

・先ほど回収率の話があったが、個人主義のアメリカにおいてあれだけ回収率が高いと、相当にいろいろな努力をしているのではないかと思う。回答者に対して、調査結果をフィードバックするというをやっているところが多いようだが、そういった努力はあるか。

→ある。パネル調査の場合、必ずやっている。1回調査の場合にどうなのかはわからない。

・学校教育で何か、統計の重要性とかをやっているのか。

→わからない。アメリカでは、単純な集計に対するリテラシーのようなものは教育していると思うが、統計自体がパブリックであるという認識を特に教育しているというふうには考えていない。

・統計の使い方の基本的なモラルに関する試験はどこが行っているのか。

→連邦政府。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 事後修正の可能性あり>